



# 兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2020.6 No.407



場 所：かたくりの里（丹波市氷上町）

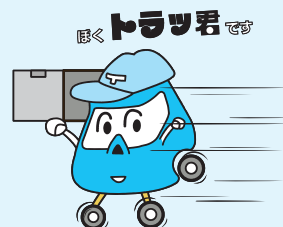
## 主な記事

- 令和2年度「危険物安全週間」の実施について（お願い）
- 優秀運転者顕章候補者の推薦について
- 第48回 トラックドライバーコンテスト兵庫県大会開催中止のお知らせ

## 主な同封物

- トラック運送事業者のためのわかりやすいモデル就業規則2020
- トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル

# CONTENTS



**コロナウイルス関連情報について** 1

## 行政からのお知らせ

(神戸市消防局) 令和2年度「危険物安全週間」の実施について(お願い) 2

## 事務局からのお知らせ

優秀運転者顕章候補者の推薦について 3

ご受章おめでとうございます。《令和2年春の叙勲受章(旭日双光章)》 4

第48回 トラックドライバーコンテスト兵庫県大会開催中止のお知らせ 4

**会員だより** 6

**協会日誌** 7

## 適正化事業部からのお知らせ

巡回指導における指導要綱(今月のテーマ「国土交通省が推進するGマーク制度のご案内」) 8

# 新型コロナウイルス関連情報について

4月7日に指定されて以来の新型コロナウイルス感染症対策による発症患者数の減少により、5月21日、兵庫県は、緊急事態宣言対象区域（特定警戒都道府県）から解除されました。

緊急事態宣言は解除されましたが、今後とも、引き続き、感染拡大の第2波に注意する必要があります。

兵ト協ホームページ（<http://www.hyotokyo.or.jp/>）に関連情報を掲載していますので確認していただき、下記の“新型コロナウイルス関連情報はこちら”をクリックすると関係行政機関が出している助成金を含む関連情報を確認できます。

The screenshot shows the homepage of the Hyogo Trucking Association (HYOGO TRUCKING ASSOCIATION). The navigation menu includes: 一般の皆様へ (General), 会員の皆様へ (Members), 助成事業 (Subsidy Programs), 研修会・講習会 (Training/Workshops), 適正化事業実施機関 (Properization Project Implementation Organizations), and 兵庫県トラック協会について (About Hyogo Trucking Association). A search bar is located on the right. Below the navigation, there are several promotional banners. One prominent banner is titled "お知らせ(重要) 12月1日より様式が変わります。" (Notice (Important) Form styles change from December 1st). Another banner is titled "新型コロナウイルス関連情報はこちら" (COVID-19 Related Information is here) with a button that says "[こちらをクリックしてください]" (Click here). A third banner is titled "令和2年度 第11回運行管理者試験のご案内" (Notice for the 11th Annual Operation Manager Exam, Heisei 22). Below these banners, there is a section titled "目的から探す" (Search by Purpose) with four categories: 兵庫県大会のお知らせ (Notice of Hyogo Prefecture Convention), 助成金・融資制度について (About Subsidy/Loan Programs), 連立に係る講習会のご案内 (Notice of Joint Training Course), and 各種届け出について (About Various Notifications). The footer of the website shows the date 2020/04/23 and the time 17:02.



# 行政からのお知らせ



## 神戸市消防局

### 令和2年度「危険物安全週間」の実施について(お願い)

本年も全国一斉に「危険物安全週間」が実施されることとなりました。当市におきましても、下記のとおり「危険物安全週間」を展開致しますので、この運動の趣旨を御理解いただき、格別の御協力をお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 目的

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制を確立し、「安全で安心なまちづくり」を推進する。

#### 2 重点目標

- (1) 危険物施設保有事業所における耐震補強含む自主保安体制の整備・促進を図る。
- (2) 市民及び事業所に対して、危険物の安全に関する知識の啓発・普及を図る。
- (3) 危険物施設等の定期点検を強化する

#### 3 実施期間

6月7日(日)～6月13日(土)までの7日間

#### 4 推進標語

**「訓練で 確かな信頼 積み重ね」**

ご相談は、もよりの消防署へ

神戸市消防局 078-325-8515  
東灘消防署 078-843-0119  
灘消防署 078-882-0119  
中央消防署 078-241-0119

兵庫消防署 078-512-0119  
北消防署 078-591-0119  
長田消防署 078-578-0119

須磨消防署 078-735-0119  
垂水消防署 078-786-0119  
西消防署 078-961-0119  
水上消防署 078-302-0119



## 事務局からのお知らせ

### 〈優秀運転者顕章候補者の推薦について〉

全日本トラック協会では、標記顕章を例年の通り実施する旨の通知がありましたので、下記顕章規程により候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

#### 記

#### ◎目的

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りをもたせ他の模範とするとともに、交通道徳の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

#### ◎選考基準

1. 現在運転者であって、運転者であった期間を通算して次の各号に定める期間、無事故であり、かつ無違反であった者とする。(開始年月日から令和2年(2020年)5月末までの期間)

①金十字章…満20年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする)

(無事故・無違反開始年月日 平成12年(2000年)6月1日以前)

②銀十字章…満10年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする)

(無事故・無違反開始年月日 平成12年(2000年)6月2日～平成22年(2010年)6月1日まで)

2. 上記の無事故、無違反であった者とは次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

(1) 人身に係る事故を起こした者

(2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者

(3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

※推薦書に運転記録証明書・無事故無違反証明書等の添付は不要です。

※現に章を受けている者は、再び同種の章及び下位の章を受けることはできません。

#### ◎推薦方法

(1) 推薦者は、金・銀それぞれの推薦用紙に記入し、各章ごとにまとめて下さい。

(2) ふりがな、氏名、生年月日、事業者名称、無事故・無違反期間、運転免許証番号を必ず入力して下さい。

(3) 過去に受章されている方は、その章の種類と受章した年を備考欄に必ず入力して下さい。

(4) 推薦書 右上に 担当者の氏名、事業所名、住所、TEL、所属支部名を必ず入力して下さい。

#### ◎締め切り

令和2年7月17日(金)

#### ◎提出先 及び方法

〒657-0043

兵庫県神戸市灘区大石東町2丁目4-27

(一社)兵庫県トラック協会 総務部まで

TEL: 078-882-5556

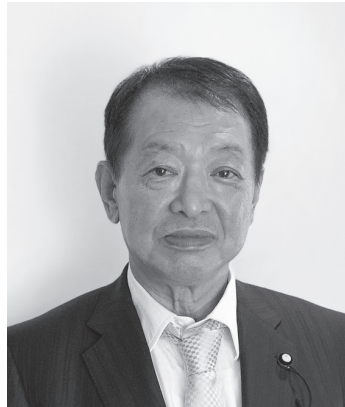
E-mail: hta@hyotokyo.or.jp

※提出は、兵ト協ホームページの優秀運転者顕章候補者推薦書ファイルをダウンロードし、入力のうえ、上記メールアドレスへ送付してくださいようお願い申し上げます。

ご受章おめでとうございます。

## 《令和2年春の叙勲受章(旭日双光章)》

令和2年春の叙勲の旭日双光章を、当協会の副会長 櫻井光男氏（加西合同貨物自動車株式会社）が受章されました。



櫻井光男氏

---

\* \* \*

## 第48回トラックドライバーコンテスト 兵庫県大会開催中止のお知らせ

令和2年7月18日(土)に開催を予定しておりました、第48回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会ですが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、出場選手及び関係スタッフ等の健康・安全面を第一に考慮した結果、開催を中止させていただくこととなりました。

コンテストに参加をご検討いただいていた皆様、及び関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけ致しますが、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、例年10月下旬に開催されている全国トラックドライバー・コンテストにつきましても、今年度は中止となりましたので、併せてご案内させていただきます。

◇本件に関するお問い合わせ先  
（一社）兵庫県トラック協会  
業務部 TEL：078-882-5556

## 燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（令和2年4月末現在）

（単位：円/ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X T G		75.48	76.65	79.06	92.14
出 光		68.03	77.45	77.33	
コ ス モ		69.60	75.65	79.00	
三 井		57.80		80.75	
そ の 他		73.52	73.31	76.60	89.40
総 計		71.86	75.13	78.69	90.31
2 / 3	全国平均	84.47	調査なし	93.33	95.35
	近畿平均	83.30		91.03	94.64

兵ト協  
調 べ

全ト協  
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
令和元年5月		100.59	103.45	107.54	110.80
令和元年6月		101.04	104.84	108.27	111.15
令和元年7月		95.16	100.26	104.20	107.27
令和元年8月		95.33	99.15	102.80	107.58
令和元年9月		93.22	97.59	101.64	106.87
令和元年10月		93.69	98.08	101.20	102.87
令和元年11月		93.97	97.15	102.26	105.63
令和元年12月		95.90	98.41	101.94	107.14
令和2年1月		97.41	101.14	105.10	107.88
令和2年2月		99.41	103.08	106.42	111.12
令和2年3月		93.94	98.07	102.21	108.29
令和2年4月		82.54	91.03	91.42	97.97
令和2年5月		71.86	75.13	78.69	90.31
年 間 平 均		93.39	97.49	101.05	105.76

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

**“軽油は兵庫県下で買いましょう”**

# 会 員 だ よ り

## 入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
2.4.21	西播	一般利用	(株)ハマコー商会	濱田 孝信	〒670-0803 姫路市城見台1-1111-115	TEL 090-2383-1881 FAX 079-224-7232
4.30	神戸中央	一般利用	(株)神輝	小見山 利夫	〒650-0045 神戸市中央区港島8-12	TEL 078-303-8311 FAX 078-303-8312
5.12	西播	一般利用	(株)プラウド	前川 竜一	〒675-0032 加古川市加古川町備後342-1	TEL 079-456-0560 FAX 079-456-0561
5.14	東播	一般利用	国際エアフレイト(株)	中井 仁	〒675-0025 加古川市尾上町養田1298-1	TEL 079-422-8038 FAX 079-422-8062

## 退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
2.4.27	東部	利用	北 撰 運 輸 (株)	丸 山 敬 治
4.28	東部	一般	綜 合 陸 運 (株)	上 鶴 芳 照
5.1	東播	一般	(有) 兵 庫 葬 祭	東 田 晃

## 変更届

会員名簿ページ数	変更事項	旧	新
3	住所 TEL/FAX	(有)エイトライン 尼崎市元浜町1-63-2 TEL 06-4869-5110 FAX 06-4869-5114	〒661-0021 尼崎市名神町1-16 TEL 06-6415-7435 FAX 06-6415-7436
68	代表者	木 村 運 輸(株) 小 林 一 郎	小 林 義 明
72	住所 TEL	(株)中村エンタープライズ 神戸市中央区琴ノ緒町5-7-8 NEP三宮ビル201 TEL 078-251-0073	〒650-0031 神戸市中央区東町116-2 オールドブライト603 TEL 078-381-8120
101	代表者	弘由ロジスティックス(株) 下副田 弘文	松 崎 慎 哉
115	代表者	(株)佐 幸 物 流 森 下 一 三	丸 林 国 夫
158	FAX	日鉄物流広畑(株) FAX 079-237-9922	FAX 079-237-6299

## 会員だよりの訂正とお詫び

兵ト協ニュース5月号の会員だよりに記載していましたが、新規入会会員の住所に誤りがございましたので、お知らせ致しますとともに、お詫びのうえ下記のとおり訂正させていただきます。

この度は、会員の皆様と該当の事業者様、関係者様に大変ご迷惑をお掛けいたしましたこと心より深くお詫び申し上げます。

支 部	会 社 名	誤	正
西 播	(株)チュウバン	姫路市大津区勘兵衛町 32	姫路市大津区勘兵衛町 1 - 32



# 協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
5・7	令和元年度監事監査	兵ト協	6・8	自動車関係団体連絡会	兵庫県自動車会館
11	兵ト協 物流政策交付金委員会(書面決議)	兵ト協	9	三木会	兵ト協
12	兵ト協 海コン部会 定例役員会	兵ト協	12	近ト協 幹事会	大ト協
21	兵ト協 海コン部会 新役員合同会議	兵ト協	22	兵ト協 定時総会(予定)	兵ト協
	兵青協 第1回役員会		25	全ト協 総会・理事会	第一ホテル京東
22	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議(書面決議)	兵ト協	－7月の予定－		
28	KTS 正副会長会議	大ト協	9	全ト協 理事会・常任理事会合同会議	第一ホテル京東
	－6月の予定－		10	全ト協 女性部会代表者会議及び正副部会長会議	全ト協
6・2	兵ト協 理事会(書面決議)	兵ト協	16	全ト協 全国専務理事業務連絡会	大阪府立国際会議場
4	全ト協 理事会(書面決議)	全ト協			



# 適正化事業部からのお知らせ

巡回指導における指導事項（今月のテーマ「国土交通省が推進するGマーク制度のご案内」）

担当：適正化事業指導員 高田 勇作

これからの貨物自動車運送事業は、今まで以上に、“安全性”の視点から優良な事業者が選ばれる時代です。そこで、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関「公益社団法人全日本トラック協会」（以下、「全国実施機関」という。）では、2003年7月から利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするための環境整備を図るため、事業者の安全性を正当に評価し、認定し、公表する「安全性優良事業所」認定制度をスタートさせました。

2020年3月末現在、全国で25,948事業所（全事業所の30.2%）のトラックがGマークを付けて走っています。



## 安全性優良事業所とは

荷主企業が、より安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、安全性評価委員会の評価を経て、全日本トラック協会（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関）が認定した事業所です。

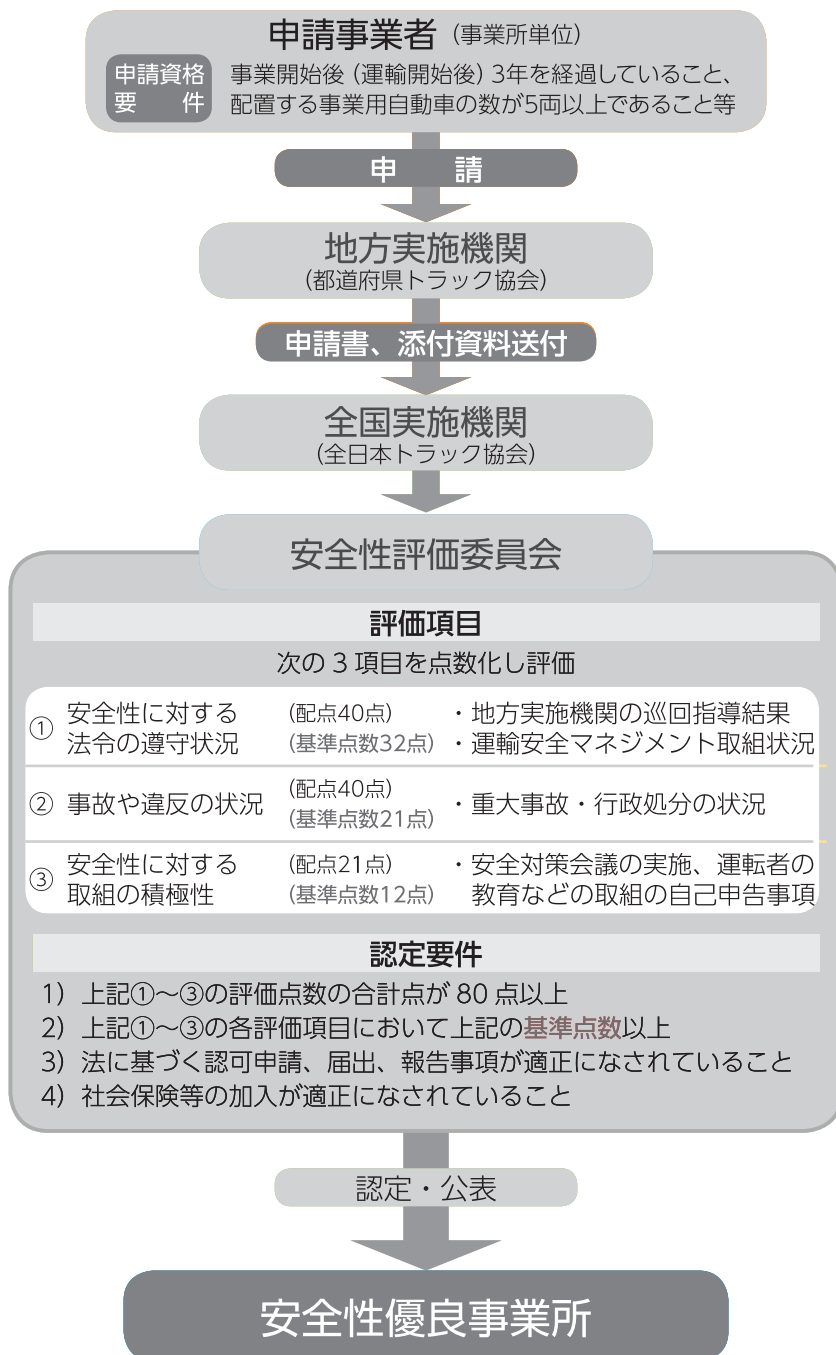
## 認定の要件は

法令の遵守状況と安全性に関する取組の積極性を評価するため、38項目の評価基準が設けられており、100点満点中80点以上の評価と社会保険等の適正加入などが認定の要件となっています。

なお、認定の有効期間は、新規が2年間、初回更新が3年間、2回目更新以降は4年間です。

## 申請については

申請は会社単位ではなく、事業所単位です。都道府県トラック協会（地方貨物自動車運送適正化事業実施機関）で申請書類等の受付を行っています。



## 評価される項目（内容）

### ①安全性に対する法令の遵守状況（配点40点・基準点数32点）

地方実施機関による巡回指導の結果（24項目37点）＋ 運輸安全マネジメントに対する取組状況（3点）

中項目	小項目	配点
1. 事業計画等（注1）	(1) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	1
2. 帳票類の整備、報告等（注1）	(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	1
	(2) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	1
	(3) 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	1
3. 運行管理等（注1）	(1) 運行管理規程が定められているか。	1
	(2) 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	1
	(3) 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	1
	(4) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	3
	(5) 過積載による運送を行っていないか。	3
	(6) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	3
	(7) 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。	3
	(8) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	1
	(9) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	1
	(10) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	3
	(11) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	1
	(12) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	2
4. 車両管理等（注1）	(1) 整備管理規程が定められているか。	1
	(2) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	1
	(3) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	1
	(4) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	3
5. 労基法等（注1）	(1) 就業規則が制定され、届出されているか。	1
	(2) 36協定が締結され、届出されているか。	1
	(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く）。	1
	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	1
6. 運輸安全マネジメント（注2）	運輸安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進めているか。	3
小計		40

注1：項目毎に、巡回指導結果が「適」の場合は加点し、「否」の場合は加点しません。なお、巡回指導後に改善されても加点しません。事業所により該当しない項目がある場合、当該項目は加点します。巡回指導時に書類不備等により判定できなかった項目は加点しません。

注2：申請時に提出された書類により、判断基準を満たした場合は加点します。

### ②事故や違反の状況（配点40点・基準点数21点）

中項目	小項目	配点
1. 事故の実績	2020年11月30日から過去3年間に、事業所の事業用自動車有責の第一当事者となる、自動車事故報告規則（国土交通省令）第2条各号に定める事故がないか。	20
2. 違反（行政処分）の実績	2020年11月30日において、事業所に、貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の点数が付加されていないか。また、点数がある場合には、当該事業所に係る行政処分の累積点数は何点か。	20
小計		40

事故の実績：上記に該当する有責の第一当事者となる事故がある場合は0点、無い場合は20点を加点します。

違反（行政処分）の実績：累積点数が20点以上の場合は0点、20点未満の場合は、(20点) - (累積点数) で求めた得点を加点します。

### ③安全性に対する取組の積極性（配点21点・基準点数12点）

自認項目	配点	
1. 事故防止対策マニュアル等を活用している。	2	
2. 事業所内で安全対策会議（安全に関するQC活動を含む。）を定期的実施している。	3	
3. 荷主企業、協力会社又は下請会社との安全対策会議を定期的実施している。	2	
4. 自社内独自の運転者研修等を実施している。	3	
5. 外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。	2	
6. 特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させている。	2	
7. 安全運行につながる省エネ運転を実施し、その結果に基づき、個別の指導教育を実施している。	1	
8. 定期的「運転記録証明書」を取り寄せ、事故、違反実態を把握して、個別指導に活用している。	2	
9. グリーン経営認証やISO（9000シリーズ又は14000シリーズ）等を取得している。	1	
10. 過去に行政、外部機関、トラック協会から、輸送の安全に関する表彰を受けたことがある。	1	
11. 健康起因事故防止対策等輸送の安全に関する自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取り組みを実施している。	2	
小計		21

【注意】申請時に提出された書類により、判断基準を満たした場合は加点します。

## 安全性優良事業所に対しては、 国土交通省等から様々なインセンティブが付与されています

国土交通省	違反点数の消去	通常、3年間となっている違反点数の付与期間について、違反点数付与後2年間違反点数の付与がない場合、当該違反点数は消去されます。
	IT点呼の導入	対面点呼に代えて、国土交通大臣が定める設置型又は携帯型のカメラを有する機器による営業所間等での点呼が可能となります。
	点呼の優遇	2地点間を定時で運行する形態の場合の他営業所における点呼、同一敷地内に所在するグループ企業間における点呼が承認されます。
	補助条件の緩和	CNGトラック等に対する補助について、新車のみ導入に係る最低台数要件が1台に緩和（通常3台）されます。
	安全性優良事業所表彰	安全性優良事業所の認定を、連続して10年以上取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所が表彰されます。
	基準緩和自動車の有効期間の延長	基準緩和自動車適切に運行されている場合、緩和の継続認定において、有効期間が最長4年間まで延長（通常2年間）されます。
	特殊車両通行許可の有効期間の延長	特殊車両の通行許可について、一定の要件を満たす優良事業所の車両の場合、許可の有効期間が最長4年間まで延長（通常最長2年間）されます。
全日本トラック協会	助成の優遇	都道府県トラック協会の会員事業者に対する助成事業について、予算の範囲内で次の優遇措置が受けられます。 ①ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修への受講料助成金の増額（通常7割⇒全額助成） ②安全装置等導入促進助成事業 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器への1台につき、2分の1、上限2万円の助成 ③経営診断受診促進助成事業 ・経営診断助成金の増額（通常8万円⇒10万円） ・経営改善相談助成金の増額（通常2万円⇒3万円）
損保会社	保険料の割引	損害保険会社の一部企業では、運送保険等において独自の保険料割引を適用しています。

### 「安全性優良事業所」認定制度の詳細を知りたい？

安全性優良事業所（Gマーク事業所）は、全日本トラック協会のホームページにて、事業所名、住所、電話番号を公表しています。また、平成27年からは、認定事業所の希望によりホームページへのリンク及び主な輸送品目を掲載しています。

安全性優良事業所トップページ



<http://www.jta.or.jp/gmark/gmark.html>



お気軽に  
お問い合わせ  
ください

認定の要件は、法令を遵守し、安全運行を心がけている事業所にとっては、必ずしも難しいものではありません。認定を受けるためにどのような取組が必要か、申請書の記載方法や必要書類など、お気軽に都道府県トラック協会又は全日本トラック協会にお問い合わせください。

# 安全への 取り組みを見える化! Gマークを 取得しませんか?



認定事業者は、様々な面で取得による効果を実感しています。

- 1 Gマークをつけて走ることによって常に見られているという意識を持つようになり、ドライバーにプロの模範であるという自覚が芽生え安全に対する意識が高まりました。(A 運送)
- 2 これまで曖昧だった安全対策がGマークの取得をきっかけに明確化され、会社全体で統一した安全管理方法が根付きました。(B 物流)
- 3 社内の安全会議などで問題提起や対処法について積極的に意見が交わされるようになり、自発的な安全推進活動への提案や実践が行われています。(C 通運)
- 4 安全に力を入れている会社、従業員を大事にしている会社と評価されるようになり、荷主や同業他社とのコミュニケーションが活発化して営業活動がやりやすくなりました。(D 運輸)

「安全性優良事業所 認定事例集」より抜粋。詳細は、全ト協ホームページに掲載。



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



# 安全の証し「Gマーク」

## 「安全性優良事業所」 申請概要

申請受付期間

2020年7月1日(水)～7月14日(火)

土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

### 申請書類の頒布

#### ①インターネットによる頒布

頒布開始日 / 2020年4月24日(金)

頒布方法 / 申請案内↓全日本トラック協会

ホームページにて公開

申請書・自認書↓申請書作成システムによる

作成が可能

#### ②紙媒体による頒布

頒布開始日 / 2020年5月8日(金) 土・日を除く

頒布方法 / 申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関

(各都道府県トラック協会)より入手してください。

「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特別措置」を設けました。詳細については、全日本トラック協会ホームページをご覧ください。

### 更新のお知らせ

前回以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2018年度(新規)	189 ****
2回目更新	2017年度(初更)	29 ***** (1)
3回目更新	2016年度(2更)	28 ***** (2)
4回目更新	2016年度(3更)	28 ***** (3)
5回目更新	2016年度(4更)	28 ***** (4)

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。



●有効期限が過ぎたステッカーの貼付

●有効期限が過ぎたステッカーの貼付

Gマーク認定事業所のみなさん  
認定ステッカーを正しく使用できていますか？  
適切ではない使用例



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。  
<http://www.jta.or.jp>



公益社団法人  
全日本トラック協会

〒160-0004  
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館  
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019